

専決処分報告（調停）

平成29年（2017年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件8件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成29年6月2日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第42号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃157,000円を今後分割して平成34年5月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成29年6月2日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第44号 賃料等請求調停事件	東区北栄団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計190,820円を今後分割して平成30年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成29年6月5日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第43号 賃料等請求調停事件	豊平区西岡団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃123,240円を今後分割して平成30年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成29年6月7日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第31号 賃料等請求調停事件	白石区東川下団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計382,800円を今後分割して平成34年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成29年6月26日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第55号 賃料等請求調停事件	東区メゾン・エスポワールN37の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計294,500円を今後分割して平成31年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成29年7月11日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第56号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計175,340円を今後分割して平成32年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成29年8月1日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第64号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計208,800円を今後分割して平成33年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
8	平成29年8月7日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第65号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計85,100円を今後分割して平成31年4月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>